

## 第6回山梨県地方税制等検討会議事録

1 日時 令和3年10月25日(月) 午前10時～11時35分

2 場所 都道府県会館410会議室

3 出席者

(委員) 青木宗明、一之瀬滋輝、渋谷雅弘、関口智、野村千佳子、三神治彦、村田俊也  
(敬称略・50音順)

(事務局) 市川総務部長、植村税務課長、奈良総括課長補佐、企画・課税担当(3名)

4 次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 地下水に着目した法定外税についての論点整理について

イ その他

5 配布資料一覧

**資料1** これまでの論点整理を踏まえた具体案の検討

**資料2** 案Aと案Bの比較表

**資料3** 制度設計にあたり検討が必要な事項

**資料4** 関係団体からの意見聴取について

**参考資料①** 山梨県財政の中期見通し

**参考資料②** 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例の概要

**参考資料③** 水及び清涼飲料水の輸出状況

**参考資料④** ミネラルウォーター類(容器入り飲用水)の品質表示ガイドライン

**参考資料⑤** 清涼飲料税法

**参考資料⑥** 法定外税の実施状況

6 議事等の概要

**1 これまでの論点整理を踏まえた具体案の検討について**

(会 長) それでは議事を始めさせていただきます。今回は前回に引き続き、「地下水に着目した法定外税についての論点整理」ということで議論を進めていきますので、**資料1**及び**資料2**により、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 本年6月議会の代表質問における議員からの指摘を踏まえ、知事から「本年度中の報告を目指して検討を着実に進める」との考えが示されており、事務局としても年度内の報告に向けて検討を進めて参りたい。これまでの議論を踏まえ、従来の検討案をベースに、制度化の可否の検討も視野に入れた事務局による見直し案(**案A**及び**案B**)について**資料1**及び**資料2**により説明。

(会 長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について御意見等ございますでしょうか。

(委 員) 前回のミネラルウォーター税の検討会の際にも、また、この検討会が立ち上がる前に山梨

県議会の先生方から呼ばれた際にも同じことを申し上げたのですが、私は首尾一貫して移出行為に対する課税を推奨したいと申し上げてきました。その理由がふたつありまして、まず、**案A**という採水行為に対する課税の理屈が成り立たないということとをずっと申し上げてきました。少し政治的な発言をすると、県民の方にできるだけ負担をかけたくないという点で移出行為に対する課税を推奨するということがあります。それ以上に、**案A**について、そもそも住んでいる人が空気や太陽光といった天然資源を消費するという点に対して課税をするということには説得力が全くないのではないかと考えます。水を飲んでいるから、或いは空気を吸っているから、或いは太陽光を浴びて発電しているからということでは課税できるのかということ、かなり無理があるのではないかと考えます。天然資源の消費に対して何の理屈も付けずに課税をするということは相当に難しいだろうなというのがひとつの理由です。ふたつめは、税金というのは、やはり富に対して課税をするべきであって、富が見えないことに対して課税をするというのは、昔から悪政の代表と言いますか、あなたは住んでいるからという人頭税みたいな課税をしてしまうととんでもないことになってしまいますから、やはり富が見えないといけません。そうなってくると、採水という行為だけでは富が見えないということになります。移出行為に対する課税の場合には、山梨の水には価値がある訳ですから、これを販売して外に持ち出すところで富を見いだして、その富に対して課税することは、非常に説得力があるのではないかと考えます。

(会長) ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。

(委員) 私がこの検討会に参加している意味というのは、やはり「企業側として新しい税の創設に対してどう考えるのか。」そういった視点で、参考となるような意見を言うべき立場で参加していると思っています。検討会当初の時点では、企業側の立場で参加している私自身としては、地下水に着目した税について議論を始めることに対して、非常に懸念を抱いておりました。ただ、検討会が進むにつれて各委員の御意見をお伺いするなかで、「富に対して税をかける」、「利益が発生しているから相応の負担を求める」という課税の考え方については、私の立場からしても賛同できます。地下水の採水行為に対して課税するとなると、技術的にも様々な問題があることに加え、今後、山梨県に新たに進出する企業の足枷になりかねないといった懸念が出てきますので、私とすれば、「富に対して税をかける」、事務局案の**案B**が妥当ではないかと思えます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 私も、全体的に捉えたときに**案B**の方が考え方としてすっきりするのではないかと考えます。特に水に関しては、貨幣価値に換算されたところで捉えるという発想にしていくことで課税もできると思いますし、実際問題として、見えないものに課税しようとしてもなかなかできない訳ですけれども、貨幣価値に換算された時点で、市場と接続することで価値というものが見えてくる。その時点で課税するという発想が良いのではないかと考えます。しかし、難しいところは、水を直接的に利用しているものに関しては見えるというか捕捉しやすい訳ですけれども、この議論の中でも色々出てきたと思うのですが製品の生成過程で使用しているものに関しては難しさがあるのではないかと考えます。いずれにしても**案A**か**案B**かという観点で捉えれば**案B**ではないかと考えます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 徴税コストの面でも移出行為に対する課税の方が相応しいと思います。山梨県の水質の良さや移出するときのアクセスの良さなど、山梨県を選んで山梨県の限られた資源を使用して山梨県から利益を得ようとしているところで課税することには説得力があるのではないかと思います。しかし、企業側も環境保護のために積極的に社会貢献活動を行っているという視点も忘れてはいけないと思います。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 私は<sup>案A</sup>が公平ではないかと考えていますが、今日の資料を見ると現実には非常に難しい部分が多く、業種別を見ても水道事業が圧倒的に多いということになると、水道事業を外した場合、製造業で28.4%しか対象が出てこないとなると、公平な税制にはなり得ない部分も多いかなと思います。<sup>案B</sup>は製品に対する課税ということで非常に明確性があるとは思いますが、結局はミネラルウォーターに行き着いてしまう。そうすると検討会としてミネラルウォーター税との違いを明確にしておいた方が良いのではないかと考えます。行き着いた地点は一緒だとしても、違いを明確にしておかないと割り切れないものを感じます。ふたつの選択となれば、大半の人が<sup>B案</sup>の方が良いのではないかということになるが、そこを気にしたいところがあります。

(会長) ありがとうございます。違いという点については、元々この検討会では前回とは違って普通税として検討するということになってはいますが、それで十分な説得力があるかどうかというのは更に議論していただければと思います。

(委員) 私は、この会に最初に参加したときに、最も重要なことは公平性や薄く広くという考え方であるとの前提の元、「山梨県の財政を考える中で自主財源を新たに探していく」ということは大変意義のあることだろうと考えていました。これまで何回かの議論をする中で、「ブランド力」という方向で話をできて、「ブランド力」はあるだろうとは思っていましたが、それを明確に規定することはできないし、数量化することができないという中で、今回事務局案としてふたつの案が出てきて、非常にスッキリしたなという感じがしています。どちらがいいのかという点では、実際に技術面などを考える中で<sup>案B</sup>になるのだろうと考えます。なるべく薄く広く税をかけるということを考えていきたいが、これまでの議論の中で、例えば精密機械の業界や紙の業界など、地下水が含まれる量が実はかなりあるということ等を踏まえた上で税率や免税点を考えると、非常にややこしくなってしまうのではないかと考えます。<sup>案B</sup>については、徴収方法が申告納付のため信頼性に対する懸念はありますが、対象となる納税義務者が少なくなれば申告管理もやりやすくなるのではないかと考えます。税をかけることによって地下水から水道水に利用を替えるケースも出てくるとは思いますが、そのような事業者は山梨の水に大きな価値を持っていなかったということになりますし、多少税金をかけたとしても地下水の利用を続ける事業者というのは、山梨の水に価値を持っていたいということだと思いますので、そのような事業者に御協力いただく形で税を負担していただくということは良いのではないかと考えます。私は<sup>案B</sup>の中でも<sup>案B-2</sup>を推奨したいと考えます。ミネラルウォーターだけではなく、水を加工して消費する商品についても課税するという事は、ミネラルウォーターに限定

してかけるよりも県民の理解が得られるのではないかと考えます。現時点での私の考えだと案B-2というのは実現性のある案ではないかと考えます。

(会長) ありがとうございます。追加の御意見はございますか。

(委員) 先程、ミネラルウォーター税構想との違いについて御発言がありましたので、私の方から御説明をさせていただきたいと思えます。大きな点で言うと2点ございます。ひとつめは、私も批判していた点ですが、ミネラルウォーター税構想では、メディアがよく言うように、狙い撃ち課税を、最初から目的を決めて、あまり議論もせずに、名称からして明確に狙い撃ち課税ということで深い検討をしないでやったという、少し浅はかな手続きがあったというのが大きな違いです。今回は、そのようにならないように、できるだけ入口を幅広にして議論していきましようということで、今回は地下水を使用する事業者について業種を問わず幅広に調査していただいて、結果として事務局にも御苦勞をお掛けしてしまいましたし時間も随分掛かってしまったのですけれども、その点が大きく違うので、前回のミネラルウォーター税構想と今回は明らかに違う、狙い撃ちではありませんということ、議論した上、絞ってきましたというところは、事務局からも是非メディアの方にお伝えさせていただきたいと思えます。ふたつめは、過去の議事録にも残っていると思えますが、課税の根拠がかなりいい加減で誰も納得できないものでした。山梨の水を使用することによって「特別な利益」が存在するとの主張でしたが、利益なんて計れるはずがない訳です。天然資源や行政サービスにどれだけの受益があるかなど計れないものですので、その中でミネラルウォーター業界だけが「特別な利益」があるというのは、私もミネラルウォーター税構想の委員になった際に「この考え方では絶対にできませんよ。」とは明確に申し上げていたところです。今回は、このミネラルウォーター税構想の考え方を踏襲しておらず、我々は「課税の根拠は何ですか。」というところから議論してきたというのが大きく違うところです。今回は、山梨の価値ある水を採水した上で日本全国に移出、或いは更には輸出までしている訳ですから、その価値が生まれる行為に対して、その原料となっている県民の財産である地下水を使うことに対して、一定の御負担をいただきたいというのが根拠であると考えております。

(会長) ありがとうございます。御指摘にあったような、この検討会での議論のプロセスというのは取りまとめの際にも意識したいと思えます。他にいかがでしょうか。本日は欠席の委員もいらっしゃいますが、本日の皆様の御意見からすると、事務局案の中でも案B、移出に着目して課税をするという案を中心にまとめるというか、今後、関係団体からの意見徴収を予定しておりますので、意見聴取するには、まず、こちら側がどういう考えなのかというのを示さなければならない訳ですので、そのためにある程度の取りまとめというものが必要になって参ります。具体的などはお任せさせていただきたいと思えますが、基本的には移出行為に対する課税を中心にまとめていくという方向で進めてよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(会長) ありがとうございます。それでは資料1及び資料2につきまして、他に御意見ございますでしょうか。

(委員) (意見なし)

## 2 制度設計にあたり検討が必要な事項について

- (会 長) 次に、制度設計にあたり検討が必要な事項について事務局からの説明をお願いします。
- (事 務 局) 具体的な制度設計にあたり検討が必要な事項として「中小企業等の範囲」、「免税点」、「税率」、「罰則」の4項目について資料3により説明。
- (会 長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について御意見等ございますでしょうか。この資料3で挙げられている事柄については、そもそもこの検討会でどこまで細かく議論していくのかというところも問題ではあるのですが、特に「中小企業等の範囲」及び「免税点」については、この検討会で何らかの意見を申し上げた方が良いのではないかと思いますので、中小企業特例と免税点の両方を設定するかも含めて御意見を伺いたいところ です。
- (委 員) 中小企業等に対する税の軽減というのは色々ありますが、基本的には資本金を基準にしているものと考えます。しかし、この資本金というものが果たしてその企業の実態を表しているかということが今問題になっていて、国、財務省がこの中小企業の基準を変えようという動きがあります。例えば、地方税で言えば法人事業税の外形標準課税があります。資本金1億円超の法人が対象となるのですが、資本金を減資して1億円以下にして外形標準課税の適用を外れるということもあるし、例えば、今であればコロナ禍ですからJTBという資本金1億円を超える大企業であっても資本金を1億円以下に減資して税制の優遇措置を受けるなど、今後も同様の事例は当然に出てくるので、私は個人的には中小企業だから優遇するという必要はないと考えます。中小企業を優遇することになると何か基準を決めないとなりませんから、一番簡単な指標だからということで資本金を使ってしまっただけけれども、先程申し上げたとおり資本金は企業の実態を表さないのだから、安易に中小企業特例を設定してしまうと本来の趣旨から外れてくるのではないかと考えます。その一方で免税点という考え方はあり得るかなと思います。
- (会 長) ありがとうございます。御指摘のとおり中小企業に特例を設けようとするとその定義がなかなか大変なことになるのではないかと思います。
- (委 員) 私も全く同意見です。特に資本金を指標とすることは、総務省の方でも問題にしていますが、かなり無理があつて、減資減資減資といった状態ですので、これは現実に即してないと思います。やるとすれば免税点というか、移出量が少ないところは徴税コストとの兼ね合いでということはあるのですが、ここの部分は実態調査をしてからでないといへないですので、事務局の方でどれくらいの移出量の業者がどれくらいいるのかということをお調べされた上で、調査結果に対して徴税コストなどを勘案し、中小企業というような配慮も滲ませつつ、その辺りの取扱いは免税点で対応するというのはあるのではないかと考えます。
- (会 長) ありがとうございます。先程も議論したように移出に着目して課税することになれば、納税義務者の数自体はそんなに多くなならない予定ではあります。他にいかがでしょうか。

- (委員) 私も中小企業特例の場合、のちのち面倒なことも想定されますので、免税点で考えていく方がシンプルだと思いますし、量に着目をするという観点で捉えても、その量との関わりで説明がしやすくなるのではないかと考えます。
- (会長) ありがとうございます。少なくともこの点については、中小企業特例というよりは、免税点の設定を推奨する方向でまとめていくということによろしいでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- (会長) ありがとうございます。次の「税率」につきましては、税率というのはなかなか理論的に導くのは難しいように思いますが、ちなみに前回（ミネラルウォーター税構想）は小売価格の1%程度の水準で議論したようですが、こちらは何か根拠がありましたでしょうか。
- (委員) ありません。税率については非常に難しいのですが、どの法定外税でも相場感というものがありますので、相場感がどうなのかなというところは、次回事業者の御意見をお伺いするようであり、或いはもう少し県民の方の御意見なんかもアンケートで取ってみるというのもありかなと考えます。ただ、資料にあります前回に議論した小売価格の1%程度の水準については、根拠はありませんと申し上げましたが、税が価格に転嫁されることを前提として、この程度の水準であれば消費者にとっても或いは事業者にとっても、それほどの影響は出ないのではないかと、この程度の水準であれば妥当ではないかという感想を申し上げます。
- (会長) ありがとうございます。税率については、委員のおっしゃるとおり理論的に何か数字が導けるものではないのではないかと考えます。地方税法に規制はあるのですが、事務局の方でも議論しなければいけないような高い水準の税率というのは考えていないと思いますので。それから、「罰則」については、もう少し制度の細目を詰めた上で必要に応じて具体的に検討すべき事柄なので、この検討会ではなかなかすぐに意見は言いづらいように思います。御意見等ございますでしょうか。
- (会長) 事務局から何かございますか。
- (事務局) ありがとうございます。先程の税率のところでは税率設定における考え方について、是非御理解いただいて何か御議論があればなという思いで一番上の四角のところを書かせていただいたところでございます。加えて罰則につきましては、やはり課税をしていく上で事業者の皆様にも一定程度の義務を課して、その義務を履行するのに担保措置が必要だという、他の税でも当然のお話ですけれども、こういったことがあるということで、基本的な義務履行担保措置に加えて、この新税特有の課税事務を想定した上で必要に応じて義務履行担保措置としての罰則の必要性ということがあるということについて御理解をいただきたいということで、このような資料を作成させていただきました。
- (会長) ありがとうございます。
- (委員) 私も罰則は条例を制定する際に入れた方が良くと思います。ただし、ちょっと極端な例で言いますと軽油引取税みたいに、かなり違反業者がいて、道路で止めて捕まえないと違反者が捕まらないみたいな状態になってしまう時には重い罰則を付けておかなければいけないのですが、今回想像するに事業者の数も限定されますし、信頼性、地元に着している事業者というところからすると、それほど神経質にならなくてもいいのではないかと思います。

ます。

(会 長) そうですね。こちら具体的な制度設計ができたところで地方税法とは別に、条例でどのような罰則、どのような規制が必要なのかというところをチェックしていかなければいけないと思うのですが、こちらの点につきましても何かありますでしょうか。この税を具体的に立案する上で何らかの規制が必要であるとか、或いは罰則が必要であるというようなことは、何か御指摘いただけますでしょうか。

(委 員) (特になし)

(会 長) それでは他に資料1から資料3まで通して何かございますでしょうか。

(委 員) これから「関係団体からの意見聴取について」というところに入ってくると思うので、その前の段階で再度確認させていただきたいことがあります。今日、事務局から案A、案B-1、案B-2と3つの税制案を出していただきましたが、皆様の御意見を聞くと案B-2が一番多いのかなと感じています。その中で、今回対象とするのが飲料だけであって食品が入っておりません。過去の資料において地下水含有量が70%以上の食品というものがあったと記憶しています。この地下水含有量が70%以上の食品について、対象としない理由について確認をさせていただきたい。

(会 長) どうぞ。

(事務局) 飲料に限定した理由ということで、課税の考え方における背景的なところで、飲料としての市場の評価の高さですとか、本県のミネラルウォーターの生産量が伸びている実態ですとか、私どもで調査した中で、地下水を使っている製品というものの全体を見渡した中で飲料が93%を占めておりました。そういう状況があるということで、一番大きいところは、そもそもの課税の考え方にありますような、貴重な県民が守ってきた自然環境で育まれた地下水、この価値というものを貨幣価値に換えるという、この課税の考え方に沿うものが何かということで考えたときに、飲料に限定するという考えになって参ります。食品の中にも実はこの中で、案B-2だと氷雪というものが入ってきます。氷、これは飲料か食品かという食品のカテゴリーの中に入って参ります。ただ、先程の地下水の価値というものを貨幣価値に換えるという観点からすると、こちら当然入ってくるのだらうなど、地下水そのものの価値を貨幣価値に換えるというものに何が該当するかということ考えた上で飲料になっていると、それに飲料でない食品であっても、その考え方からすると当然入ってくるのだらうなどということでございます。逆に言いますと他のもので、例えば食品であっても地下水の含有割合の高い食品が実際ございましたが、そういうものも、その食品の中での価値を決めているのはその水分のところかということ決してそうではないと、固有の食品を言いたいところですが特にここでは言えませんが、そこは地下水の価値を金銭に換えるということからその食品は該当しないことは、御提示すれば明らかなものだということで、様々な要因をお示ししましたが、一番は課税の考え方の根本にあります地下水の価値というものを貨幣価値に換えるというものはどういふものがあるか、それは、水をそのまま充填をして、そのまま商品にするのがまさに地下水の価値だらうし、そうでなくても、先程委員の御発言にもありましたように、加工したものであっても、地下水が一定以上含まれる地下水を主成分とするものであって、その地下水の価値が

その商品の価値を貨幣価値へ換えるものを選んだ結果このようになりました。

(委員) 今いくつかの要因をお示しいただいたので、その要因を複合的に総合的に考えてみて外したというような考え方でよろしいですね。ひとつひとつですと、そうかなというところがありますが、いくつかの要因を全て勘案したところで、食品は除いたということですね。

(事務局) そのとおりでございます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 私も同じ印象を持っていて、今日、**案A**から入ってきましたが、**案A**の対象となっている事業者の中から、最終的に飲料等に絞り込んでいくプロセスの説明をもう少し丁寧にさせていただくということが必要だと思います。今日お配りいただいた**資料1**の3ページ目の業種から、製造業の方に入っていく、製造業の中でも飲料系などの市場価値を水に求めるような産業が製造業の中から選ばれていくといったような流れを整理されると良いのではないかと思います。そのプロセスの中でやはり間接的に水が貢献しているものについては外れていくというか、直接的に貢献して市場価値として反映されるようなものに結果的に絞られていくものではないかと考えます。水を貨幣価値に換算するという中でも直接的に市場価値に反映されるものがあって、そこを基本にして、あとの程度、直接的に市場価値に反映するかどうかという領域があって、**案B**で考えると、本当に直球のものは**案B-1**であり、やや間接的というか、そのレベル感が7割ぐらいのところに**案B-2**がある。**案B-2**の製品について水の価値がどの程度反映されているのか、7割というのが妥当なのかというところを整理していくのではないかと思います。

(会長) どうぞ。

(事務局) ありがとうございます。まさにこの検討会においても、今、委員がおっしゃったようなプロセスを経て、先程御説明したような結果になりました。おさらいをいたしますと、間口を広く、この検討会の中で特定の業種ということでも決してなく、すべての地下水を使うところから検討を始めてきた経緯がございます。そういった中で、私どもが把握しているのは、どのような事業者がどの程度の地下水を採水しているのかを把握しているのは吐出口断面積が50㎤超の事業者の採水量だけですので、とりあえず把握している事業者の業種を確認したところ、ほぼすべての業種が地下水を使用している、その中で地下水を多く使用しているのはどのような業種なのかということがわかって参りました。また、地下水の移出に対する課税の対象となる事業者を検討するにあたって、製造業でどのような事業者が地下水を多く使用しているということが把握できましたので、製造業の事業者を対象としまして、地下水を使った製品を作っているかどうか、作っているのであれば製品ごとにどの程度の地下水が含まれているのかを確認するため、昨年、地下水の利用状況調査というものを行いました。その結果、例えば飲料に含まれている、食品にも含まれている、紙やセメントにも含まれているということが、調査の段階でわかってきました。その中で地下水の含有量の割合がどの程度かということを精査する中で、先程のとおり飲料でいきますと少なくとも99.2%、ほとんどの飲料が地下水を70%以上含んでいるという、いわば、地下水を主成分とした製品であるという実態がわかってきました。他の製品では、セメントや紙に係る地下水の含有割合は低いという実態もわかってきました。食品



については、一部の製品において地下水の含有割合が高いものもありましたが、その一方で地下水の含有割合が低いものも多いという、そういった中で、先程の水の価値を貨幣価値に換えるというのが、どこを対象にするのが適切かという検討をした結果、先程の要素がいくつかある中で、総合的に考えて飲料にしているということでございます。くどいようですが、そのようなプロセスを経ておりますので、そのあたり、丁寧に説明をできるようにしたいと思っています。

(会 長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

### 3 関係団体からの意見聴取について

(会 長) それでは、本日、各委員からいただいた御意見を踏まえて、次回の検討会では、納税義務者となり得るような事業者の関係団体からの意見聴取を行いたいと考えておりますので、この点につきまして資料4により事務局からの説明をお願いします。

(事 務 局) 関係団体からの意見聴取に係る聴取方法や対象団体について資料4により説明。

(会 長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について御意見等ございますでしょうか。

(委 員) 意見聴取は書面で行うのが基本だと思いますけれども資料4に出てくる案Bについて、今日の検討の中では案B-1と案B-2というふたつの案が出されていますが、意見聴取を行う際には関係団体に対してどのような形で御意見を伺うのでしょうか。検討会として検討案を案B-2に集約した形で伺うのか、検討案を集約せずに案B-1か案B-2かも含めて、関係団体の御意見を伺うのか、そのあたりを確認しておきたいところです。

(会 長) 事務局から何かございますでしょうか。

(事 務 局) 今回、資料を作成した段階では案Aと案Bの2案、案Bについては案B-1、案B-2ということで、具体的には3案を御提示させていただきました。事務局で御提示させていただいたものに今日の意見を反映させたものをベースに、その両案の意見を聞こうと考えておりました。

(事 務 局) 補足しますと、先程すでに案Aと案Bという流れの中で、案Bという御意見の方が現実的或いはスマートだといったような様々な御意見をいただいておりますので、今日の御議論を踏まえて、案Aと案Bの比較でもそうですし、案Bについても案B-1と案B-2に対して、このような御意見があったということをお示ししながら、事業者の皆様にも今日の意見を踏まえた議論というのがわかるようにした形でお示ししたいと考えてございます。

(会 長) ありがとうございます。先程申し上げましたように、今回の検討会では資料1だと案B-2になっていて、それから資料4の方だと、案Bとなっておりますが、こちらの方が委員の多数の意見であるということは、具体的にどのようにするかは事務局と相談して資料をまとめたいと思いますが、そのような方向で今はこのように考えているという資料を作成した上で関係団体に意見を求めるという形にしたいと存じます。

(委 員) 私は基本的には、書面で求めるという方が安全ではないかと考えます。もちろん検討会の透明性の面からすると想定される納税義務者の方にお越しいただく形での意見聴取というのは非常に良い姿勢だと思います。しかし、前回（ミネラルウォーター税構想）の反省か

らすると、前回はかなりエキサイトされた方がお越しになられ、相当にすごい状況になっていましたので、そういうことからすると基本的には書面なのではないかと考えます。ただ、やはり透明性の面から考えると、私が議長の立場であっても直接お越しいただいた方が良いですねと申し上げるかなと思います。ただ、前回の反省というか、トラウマ的なところから申しますと、できるだけ公開度を高める、メディアの方にはいていただきたいというのが正直なところで、でも相手のあることですからお願いはできない訳ですけども、例えばこの検討会では議事録は要約したものを公開していますが、議事録全文公開、議事録は全面的に御発言のとおり出しますというようなことをお伝えした上でやっていただいた方が少しは安全かなと思います。要はパブリックな場で発言されているんですよということを御自覚いただきたいなと思います。

(会 長) ありがとうございます。というと、直接お招きすることはした方がいいけれどもできるだけ公開度を高めるように努めた方がいいということですね、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。例えば意見の聴取先などにつきましては、若干こちらの方で案が出ておまして、また今日の議論のことも踏まえた上で、具体的な相手方については事務局と検討したいと思いますが、例えばこの資料4の2ページの予定者のところなどはいかがでしょう。

(委 員) 事前にも見させていただきましたけれども、関係する団体ということであれば妥当だとは思いますが、案Aの関係者の範囲は非常に広いので様々な御意見が出てくるのではないかと思います。そういった中でやはり書面で意見聴取をするのであれば、書面による意見聴取の結果も踏まえた上で直接お招きする方をある程度選定した方がいいのではないかと考えます。特に案Aは広い範囲で考えているので広い観点で様々なお話が聞ける人でないと、個々の利害関係だけでお話を聞く、それも重要なんでしょうけれども、そうすると業界全体の意見を聞かなければならないような話になってしまうので、大きく見ていただく中で御発言いただけるような方が好ましいかなと思います。案Bの関係者であるミネラルウォーター並びに清涼飲料業界の方は直接影響がありますので直接お招きするとしても、案Aの関係者については書面聴取の結果を踏まえて参考になるような御発言をされている方を直接お招きするのが良いのではないかと考えます。

(会 長) ありがとうございます。こちらの進め方としては、まず書面で意見聴取を行った上で、更にそれを拝見した上で直接お招きする方を選ぶという流れになるのでしょうか。それとももう直接お招きする方も、先に決めてしまえますか。

(事務局) 現時点では、まだ各関係団体にお越しいただけますかということ聞いておりませんが、書面聴取を行う際に先方の意向を伺いつつ、また会長とも御相談をさせていただいて招致による意見聴取の対象を絞らせていただければと思います。

(会 長) わかりました。他にいかがでしょうか。他に意見聴取の相手方など御指摘ございますでしょうか。

(委 員) (特になし)

(会 長) ありがとうございます。それでは関係団体からの意見聴取にあたっては各団体に提示する案について先程お話ししておりますとおりの本日の議論を反映した上で、意見聴取の際に提

示す資料については事務局に調整をお願いしたいと思いますので、これらの点につきまして会長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(会長) ありがとうございます。それでは本日の予定の議題はここまででございますが、事務局から何かございますか。

(事務局) 特にございません。

(会長) ありがとうございます。それでは次回以降の予定につきまして事務局から御説明をお願いします。

(事務局) 本日は熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。次回の開催時期につきましては1月を想定しておりますが、今後、意見聴取の関係団体とも調整を図った上で、改めて先生方にも日程調整をさせていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いたします。

(会長) 何か御質問などございますでしょうか。

(委員) (特になし)

(会長) それではこれで議事を終了しますが、その他ということで何かございますでしょうか。

(委員) (特になし)

(会長) 事務局からもよろしいですか。

(事務局) 特にございません。

(会長) それでは、事務局にお返しします。